

【表紙】

| | | |
|---------------------|----------------------------------|--------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 平成30年7月19日 | |
| 【会社名】 | 株式会社ホテル、ニューグランド | |
| 【英訳名】 | HOTEL NEWGRAND CO.,LTD. | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 濱田賢治 | |
| 【本店の所在の場所】 | 横浜市中区山下町10番地 | |
| 【電話番号】 | (045)681-1841 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役財務本部長 岸 晴 記 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 横浜市中区山下町10番地 | |
| 【電話番号】 | (045)681-1841 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役財務本部長 岸 晴 記 | |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 | 173,039,200円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) | |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 58,400株 | 完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は、100株であります。 |

- (注) 1. 平成30年7月19日付けの取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|---------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 58,400株 | 173,039,200 | |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 58,400株 | 173,039,200 | |

- (注) 1. 本自己株式処分は、第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|-----------|----------|-----------|
| 2,963 | | 100株 | 平成30年8月6日 | | 平成30年8月6日 |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約書を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約書を締結しない場合は、本自己株式処分は行われないうこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---------------------|--------------|
| 株式会社ホテル、ニューグランド 経理部 | 横浜市中区山下町10番地 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----------------|--------------------|
| 株式会社横浜銀行 本店営業部 | 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 173,039,200 | 1,400,000 | 171,639,200 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、その他諸費用です。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、原家の資産管理会社として当社株式86,260株を保有する原地所株式会社の代表取締役社長を務め、平成30年2月22日に当社代表取締役会長に就任した原信造氏による当社の企業価値の向上へのコミットメントの強化を直接の目的としております。

また、今回の第三者割当は自己株式の処分の方法により行うものですが、当社は平成29年3月31日に短期借入金にて300,000千円を資金調達し、平成29年4月7日に株式会社フォーシスアンドカンパニー(本店所在地：東京都渋谷区神宮前六丁目25-14、代表取締役会長：太田清五郎)より当社株式85,700株を241,674千円にて取得しています。なお、当社は、平成29年11月10日に、株式会社フォーシスアンドカンパニーより取得した自己株式のうち38,000株を株式会社そごう・西武に対して処分し、平成30年3月末日に、当該処分により取得した111,962千円を上記短期借入金の返済の一部に充当しており、本届出書提出時点における残高は185,000千円となっております。

このため、本自己株式処分は、株式会社フォーシスアンドカンパニーより取得した85,700株から株式会社そごう・西武に処分した38,000株を差し引いた残りの47,700株に、従前より単元未満株式の買取りにより取得した10,700株を加えた合計58,400株を処分するものであり、その差引手取概算額171,639,200円は上記短期借入金の平成31年3月末日における返済に充当することを予定しています。

なお、返済実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

原 信造

| | |
|-------|---------|
| 氏名 | 原 信造 |
| 住所 | 東京都千代田区 |
| 職業の内容 | 会社会長 |

原地所株式会社

| | |
|----------------|--|
| 名称 | 原地所株式会社 |
| 本店の所在地 | 横浜市中区山下町11番地 1 |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役社長 原 信造 |
| 資本金 | 95百万円 |
| 事業の内容 | 不動産売買、賃貸及び仲介、不動産鑑定及び評価他 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 原 信造 47.9% 原 美里 27.8% 岡橋早里 12.6% 原 貴彰 11.7% |

(注) 原信造氏以外の主たる出資者である原美里氏は原信造氏の妻、岡橋早里氏は原信造氏の義姉、原貴彰氏は原信造氏の長男であります。

b 提出者と割当予定先との間の関係

原 信造

| | |
|----------|---------------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 当社の代表取締役会長に就任しています。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

原地所株式会社

| | | |
|----------|---|---|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 原地所株式会社は、本自己株式処分実施前において、当社普通株式86,260株を保有する筆頭株主です。 |
| 人事関係 | 原地所株式会社の代表取締役社長である原信造氏は当社代表取締役会長に、原地所株式会社の取締役である野村弘光氏は当社取締役(監査等委員)にそれぞれ就任しています。 | |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| 技術又は取引関係 | 原地所株式会社は、当社の所有するビル及び駐車場を当社より賃借しております。 | |

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社は平成29年12月1日に開業90周年を迎えました。この間、横浜のクラシックホテルとして、開港都市横浜の迎賓館として地域の発展に貢献することを経営の基本方針の一つとしてきました。

割当予定先である原信造氏は、当社の創業家の出自であり、従前より、横浜市によって歴史的建造物として認定されている当社の本館建物の維持保全につき、専門的な知見に基づき貢献してきましたが、平成30年2月22日に当社代表取締役会長に就任して以降、より一層当社の経営に深く関与するようになっていきます。また、同じく割当予定先である原地所株式会社は、原信造氏が代表取締役社長を務める原家の資産管理会社として、当社普通株式86,260株(平成30年5月31日時点)を保有する筆頭株主であるため、原信造氏は、原地所株式会社を通じて間接的にも当社の経営に強い利害関係を有しております。

当社は、原信造氏が平成30年2月22日に当社代表取締役会長に就任したことを契機として、原信造氏及び原地所株式会社の当社普通株式の保有数を増加させることで、原信造氏に対して当社の企業価値の向上及びその結果としての株価の上昇に対するインセンティブを付与することにつながり、原信造氏の当社の企業価値向上に向けたより積極的なコミットメントを期待することができ、当社の企業価値の向上を実現することが可能になるものと考えております。

このため、原信造氏の当社企業価値向上に対するコミットメントの強化を目的として、原信造氏及び原地所株式会社を割当予定先とする本自己株式処分を行うことにいたしました。

d 割り当てようとする株式の数

| | | |
|---------|--------|---------|
| 原 信造 | 当社普通株式 | 35,000株 |
| 原地所株式会社 | 当社普通株式 | 23,400株 |

e 株券等の保有方針

原信造氏は、当社の代表取締役会長であり、当社は原信造氏より、本自己株式処分により取得した当社普通株式に関し、長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。また、原家の資産管理会社である原地所株式会社は、本自己株式処分以前より当社の筆頭株主であり、当社は原地所株式会社より、今後につきましても、当社普通株式に関し、長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

なお、当社は、原信造氏及び原地所株式会社より、本自己株式処分の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である原信造氏に対するヒアリングにおいて、同氏への本自己株式処分に係る処分価額の総額の払込みに要する資金が確保される予定である旨の回答を得ており、原信造氏より提示を受けたかかる払込みに要する額を超える金額の融資を受ける旨の融資証明書を確認しております。

また、当社は、原地所株式会社に対するヒアリングにおいて、同社への本自己株式処分に係る処分価額の総額の払込みに要する資金が確保されている旨の回答を得ており、同社の税務申告書に添付された直近(平成30年4月30日現在)の財務諸表の記載により、同社がかかる払込みに要する十分な現金及び預金を保有していることを確認しております。

以上のとおり、割当予定先において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金が確保されていると判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、過去の新聞記事、インターネット等のメディア掲載情報を検索して確認するとともに、割当予定先へのヒアリングにより、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力等と何らかの関係を有していないことを確認いたしました。

以上より、当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,963円といたしました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準としたのは、取締役会決議日直近の市場株価であり算定根拠として客観性が高く、かつ、合理的であると判断したためです。なお、処分価額2,963円は、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間(平成30年6月19日から平成30年7月18日まで)の終値平均値2,978円(単位未満四捨五入。終値平均につき以下同様)に対し0.50%のディスカウント、同3ヶ月間(平成30年4月19日から平成30年7月18日まで)の終値平均値2,967円に対し0.13%のディスカウント、同6ヶ月間(平成30年1月19日から平成30年7月18日まで)の終値平均値2,917円に対し1.58%のプレミアムとなります。

当社取締役会は、上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとは言えず、合理的なものとして判断しており、当社の監査等委員会からも本自己株式処分に係る処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、取締役会決議日の前営業日の終値であることから、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。なお、本自己株式処分の割当予定先であり、原地所株式会社の代表取締役社長兼筆頭株主である当社代表取締役会長原信造氏、及び、原地所株式会社の取締役である当社取締役(監査等委員)野村弘光氏は、本自己株式処分に特別利害関係を有するため、原信造氏は上記取締役会決議に、野村弘光氏は上記取締役会決議及び上記監査等委員会における意見表明には参加していません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により割当予定先に対して割り当てられる当社普通株式の数は58,400株(議決権数584個)であり、その他過去6月以内に行われた第三者割当によって割り当てられた株式はありません。これは、平成30年5月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数1,173,428株に対して4.98%(議決権総数11,044個に対する割合5.29%)に相当し、既存株主の皆様が保有する株式について一定の希薄化が生じることとなります。なお、平成30年4月9日に譲渡制限付株式報酬として新株発行により当社取締役4名(監査等委員、社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対して割り当てられた当社普通株式2,148株(議決権数21個)と本自己株式処分により割り当てられる当社普通株式の合計は60,548株(議決権数605個)となり、これは、当該譲渡制限付株式報酬として新株発行が行われる直前時点の当社普通株式の発行済株式総数1,171,280株に対して5.17%(議決権総数11,023個に対する割合5.49%)に相当します。

しかしながら、本自己株式処分は、原信造氏の当社企業価値向上に対するコミットメントの強化を目的としており、当該コミットメントの強化は、当社の企業価値の向上に資すると考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (百株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 | 割当後の 所有株式数 (百株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 |
|--|---|---------------|----------------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 原地所株式会社 | 横浜市中区山下町11番地 1 | 862 | 7.81% | 1,096 | 9.43% |
| 株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産 管理サービス信託 銀行株式会社) | 横浜市西区みなとみらい3丁目 1番1号(中央区晴海1丁目8 -12 晴海アイランドトリトン スクエアオフィスタワーZ棟) | 551 | 4.99% | 551 | 4.74% |
| 清水建設株式会社 | 中央区京橋2丁目16番1号 | 470 | 4.26% | 470 | 4.04% |
| 東日本旅客鉄道株 式会社 | 渋谷区代々木2丁目2番2号 | 438 | 3.97% | 438 | 3.77% |
| 野村弘光 | 横浜市中区 | 433 | 3.92% | 433 | 3.72% |
| 株式会社そごう・ 西武 | 東京都千代田区二番町5番地 25 二番町センタービル | 380 | 3.44% | 380 | 3.27% |
| 原信造 | 東京都千代田区 | | | 350 | 3.01% |
| 上野興産株式会社 | 横浜市中区山下町46番地 | 340 | 3.08% | 340 | 2.92% |
| 麒麟麦酒株式会社 | 中野区中野4丁目10番2号 | 330 | 2.99% | 330 | 2.84% |
| セコム株式会社 | 渋谷区神宮前1丁目5番1号 | 320 | 2.90% | 320 | 2.75% |
| 計 | | 4,124 | 37.34% | 4,708 | 40.49% |

- (注) 1. 所有株式数は百株未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成30年5月31日現在の株主名簿を基準に記載しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成30年5月31日現在の総議決権数11,044個に本自己株式処分により増加する議決権数584個を加えた数(11,628個)で除して算出しております。
4. 上記のほか、当社所有の自己株式58,483株(平成29年5月31日現在)は、本自己株式処分後83株になります。
5. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第140期事業年度)及び四半期報告書(第141期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年7月19日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年7月19日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項もありません。

2．資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第140期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金及び資本剰余金について、当該有価証券報告書提出後(平成30年2月22日提出)、本有価証券届出書提出日(平成30年7月19日)までの間において、次のとおり資本金及び資本剰余金が減少しております。

1 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、現在生じている繰越剰余金の欠損額を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策の展開を可能とするため、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに剰余金の処分を行うことといたしました。

2 資本金の額の減少の内容

資本金の額3,455,000,000円のうち1,455,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に以下のとおり振り替えるものです。

| | |
|----------------|----------------|
| 減少する資本金の額 | 1,455,000,000円 |
| 増加するその他資本剰余金の額 | 1,455,000,000円 |
| 減少後の資本金の額 | 2,000,000,000円 |
| 効力発生日 | 平成30年3月10日 |

3 資本準備金の額の減少の内容

資本準備金の額900,000,000円を全額減少し、その他資本剰余金に以下のとおり振り替えるものです。

| | |
|----------------|--------------|
| 減少する資本準備金の額 | 900,000,000円 |
| 増加するその他資本剰余金の額 | 900,000,000円 |
| 減少後の資本準備金の額 | 0円 |
| 効力発生日 | 平成30年3月10日 |

4 剰余金の処分の内容

上記2の資本金の額の減少及び上記3の資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおり、上記2及び3による増加後のその他資本剰余金の一部を減少し、欠損補填に充てるため、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

| | |
|----------------|----------------|
| 減少するその他資本剰余金の額 | 4,092,892,366円 |
| 増加する繰越利益剰余金の額 | 4,092,892,366円 |
| 減少後のその他資本剰余金の額 | 319,648,901円 |
| 増加後の繰越利益剰余金の額 | 0円 |
| 剰余金の処分が効力を生ずる日 | 平成30年3月10日 |

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年7月19日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成30年2月23日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成30年2月22日開催の当社第140回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年2月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、現在生じている繰越剰余金の欠損額を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策の展開を可能とするため、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに剰余金の処分を行うことといたしました。

2. 資本金の額の減少の内容

資本金の額3,455,000,000円のうち1,455,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に以下のとおり振り替えるものです。

| | |
|----------------|----------------|
| 減少する資本金の額 | 1,455,000,000円 |
| 増加するその他資本剰余金の額 | 1,455,000,000円 |
| 減少後の資本金の額 | 2,000,000,000円 |
| 効力発生日 | 平成30年3月10日 |

3. 資本準備金の額の減少の内容

資本準備金の額900,000,000円を全額減少し、その他資本剰余金に以下のとおり振り替えるものです。

| | |
|----------------|--------------|
| 減少する資本準備金の額 | 900,000,000円 |
| 増加するその他資本剰余金の額 | 900,000,000円 |
| 減少後の資本準備金の額 | 0円 |
| 効力発生日 | 平成30年3月10日 |

4. 剰余金の処分の内容

上記2の資本金の額の減少及び上記3の資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおり、上記2及び3による増加後のその他資本剰余金の一部を減少し、欠損補填に充てるため、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

| | |
|----------------|----------------|
| 減少するその他資本剰余金の額 | 4,092,892,366円 |
| 増加する繰越利益剰余金の額 | 4,092,892,366円 |
| 減少後のその他資本剰余金の額 | 319,648,901円 |
| 増加後の繰越利益剰余金の額 | 0円 |
| 剰余金の処分が効力を生ずる日 | 平成30年3月10日 |

- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、濱田賢治、上野 孝、宇佐神 茂、岸 晴記、勝 治信、岡崎真雄、波岡 滋の7氏が再選され、新たに原 信造、松尾健次の両氏が選任され、それぞれ就任した。
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
監査等委員である取締役に、野村弘光、佐々木寛志、清水三省、奥津 勉の4氏が再選され、新たに渡利千春氏が選任され、それぞれ就任した。
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
退任取締役の原 範行、里見辰彦の両氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。
また、本株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしましたので、再任された、濱田賢治、上野 孝、宇佐神 茂、岸 晴記、勝 治信、岡崎真雄、波岡 滋、奥津 勉、野村弘光、佐々木寛志、清水三省、原 信造の12氏に対し、本件株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとし、当社役員退職慰労金支給規定に基づき各取締役の退任時に支払、取締役に對する退職慰労金の打切り支給については、取締役退任時の定時株主総会に付議する。
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|--------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| 第1号議案 | 7,836 | 7 | 0 | (注) 1 | 可決(96.34%) |
| 第2号議案 | | | | (注) 2 | |
| 濱田 賢治 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 上野 孝 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 宇佐神 茂 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 岸 晴記 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 勝 治信 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 岡崎 真雄 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 波岡 滋 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 原 信造 | 7,835 | 8 | 0 | | 可決(96.32%) |
| 松尾 健次 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 第3号議案 | | | | (注) 2 | |
| 野村 弘光 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 佐々木 寛志 | 7,834 | 9 | 0 | | 可決(96.31%) |
| 清水 三省 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 奥津 勉 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 渡利 千春 | 7,838 | 5 | 0 | | 可決(96.36%) |
| 第4号議案 | 7,833 | 10 | 0 | (注) 1 | 可決(96.30%) |
| 第5号議案 | 7,836 | 7 | 0 | (注) 1 | 可決(96.34%) |

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日午後5時30分までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、すべての議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | | |
|---------|----------------------|--------|---------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第140期) | 自 至 | 平成28年12月1日 平成29年11月30日 | 平成30年2月22日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第141期第2四半期) | 自 至 | 平成30年3月1日 平成30年5月31日 | 平成30年7月13日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年2月22日

株式会社ホテル、ニューグランド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細 矢 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斉 藤 直 樹

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホテル、ニューグランドの平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第140期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホテル、ニューグランドの平成29年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年11月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年2月23日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホテル、ニューグランドの平成29年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ホテル、ニューグランドが平成29年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年7月13日

株式会社ホテル、ニューグランド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細 矢 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斉 藤 直 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホテル、ニューグランドの平成29年12月1日から平成30年11月30日までの第141期事業年度の第2四半期会計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年12月1日から平成30年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ホテル、ニューグランドの平成30年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。